

経営事項審査制度の改正の方向性について

平成22年6月24日

審査基準の見直しについての意見等 ①

【委員からの意見】

○ 完工高のウェイトの引下げ、継続雇用制度対象者の評価対象技術者への追加、除雪作業は経審評価になじまないことなどについて意見があった。

【業界団体からの意見】（事務局においてヒアリングを実施）

- 前回の審議会において事務局から提示した検討項目については、基本的にどの団体からも異論はなかった。
- 社会性等評価(W点)に追加する評価項目について、具体的な提案があった。
- その他、各審査項目等についての多様な意見があった。

項目	主な意見	委員・団体
完成工事高(X1)	・ダンピング防止のためにも完工高のウェイトは下げるべき	才賀委員、建専連、全中建
	・建設投資の減少を踏まえた完工高評点テーブルの修正	全建
	・プレハブ住宅やプラント関係の工事は建築一式工事と種別を分けるべき	日建経
	・海外実績の評価対象への追加	日建経
経営状況(Y)	・年度による変動が大きい営業キャッシュフローのウェイト縮小	日建経
	・健全性の評価では優先株の有無を考慮すべき	日建経
技術力(Z)	・高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度対象者を評価対象とする	浅沼委員、全建、電設、土工協
	・評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化	日建経、全建
	・技術者評価の1人2業種までの限定の緩和	全中建
社会性等(W)	・再生企業に対する減点評価	日建経、全建、全中建
	・評価項目の追加	
	・除雪は地域性があり経審に馴染まないのではないかと(主観で評価すべき)	浅沼委員、全建、全中建
	・COHSMS認定など安全衛生の取組みの評価	日建経
	・ISOの取得状況の評価(品質管理、環境面の取組み)	日建経
	・機械を保有している企業を評価	建専連、全建
	・大企業に有利な会計監査人等の設置に対する加点評価の縮小	全中建
その他	・下請経審の創設(基幹技能者の評価の拡大を含む)	建専連

- ※ は前回の審議会での委員の御意見
- ※ は前回の審議会事務局が例示した検討項目

審査基準の見直しについての意見等 ②

(事務局において、都道府県と意見交換を実施)

H22.5.25～H22.6.8: 平成22年度上期ブロック監理課長等会議(47都道府県)

W追加意見	都道府県(建設業担当部局)
ISO取得	三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県
安全対策(建災防の加入、COHSMS取得等)	茨城県、京都府、高知県
障害者雇用	山形県、滋賀県、福岡県
除雪委託契約締結	石川県、三重県 (徳島県は反対)
高齢者雇用	山形県、滋賀県
環境対策(エコアクション21の取得等)	東京都、和歌山県
新分野進出への取組	山形県、鳥取県
納税状況(税金未払いの期間は営業年数から差し引く)	群馬県、大阪府
建設機械の保有状況	岩手県
下請代金支払に対する社内規則を制定している場合に加点	山形県
統計調査未回答者の減点(下請取引等実態調査等)	富山県
維持・修繕工事の実績	三重県
若年者雇用	鳥取県
防犯活動	高知県
BCP策定	高知県
子育て支援への取組	福岡県
保険料未払いの場合には労働福祉の状況において減点	愛媛県
建設業の経理の状況の評価拡大	奈良県

意見等の整理の仕方について

審査基準の見直しに係る多様な意見・要望については、

- A. 速やかな対応が可能と考えられるもの
⇒「当面の見直し項目」として今回措置
- B. さらなる検討が必要と考えられるもの
⇒「継続検討課題」として引き続き検討を行う
- C. 中期的な検討が必要と考えられるもの
⇒「中期的な検討課題」として中期的に検討を行う

こととして整理してはどうか

A.当面の見直し項目案(完成工事高①)

項目:建設投資の減少を踏まえた評点テーブルの上方修正

検討の視点

○ 建設投資の減少により完工高の平均点は減少。この傾向は平成22年度はさらに顕著になると予想。

・ 土木工事業のX1平均点: 約700点(H20年改正時の制度設計値)⇒約692点(H21年度実績値)
(全業種平均約686点)

・ 建設投資額の見通し: 約42.3兆円(H21年度)⇒約38.5兆円(H22年度)((財)建設経済研究所見通し)

※建設投資額の減少幅(約9%減)に合わせてH22年度のX1評点の平均点をシミュレーションしたところ、土木工事業で約683点になると予想される

○ ランクの低下を防ぐために、中堅・中小企業を中心に、無理な受注により完工高を確保しなければならないケースがあるとの指摘

○ 建設投資の減少は、建設企業の自助努力では解決できない他律的な要因

○ 以上を踏まえると、建設投資の減少に応じて適切にX1評点を補正することで、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な競争参加機会・競争環境を確保する必要があるのではないか

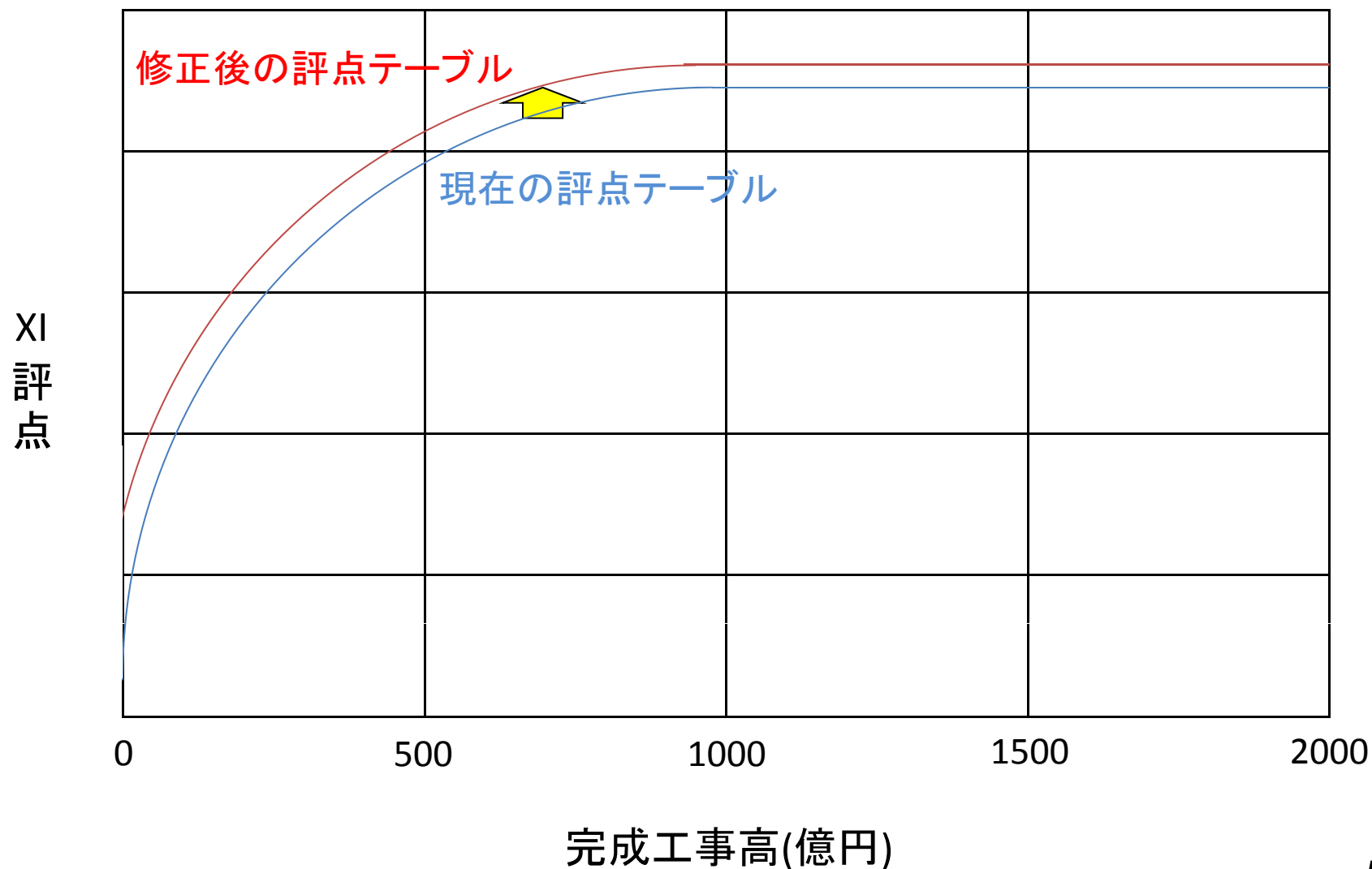
見直しの方向性(案)

○ 建設投資の減少に対応して、X1評点の平均点を制度設計値に近似させるように、X1評点の評点テーブルの上方修正を行う。(H22年度の予想平均点683点を制度設計時の平均点700点に修正しようとする、17点程度の引上げとなる見込み)

【参考】過去の評点テーブルの修正幅: 前回(H18年)14点引上げ、前々回(H14年)18点引上げ

A. 当面の見直し項目案(完成工事高②)

X1評点テーブルの上方修正(イメージ)



A. 当面の見直し項目案(技術力)

項目: 評価対象とする技術者に必要な雇用期間の明確化

検討の視点

- 現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としているため、審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象とされている
- この取扱いについては、技術者の名義借り等の不正が行われやすくなっている可能性があるため、評価対象とする技術者について一定の継続雇用実績を求めることが適当ではないか。
- また、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者(毎年契約を更新するのが一般的)については、高年齢者雇用の促進という政府方針も踏まえ、雇用期間が限定されていても評価対象として認めることが適当ではないか

見直しの方向性(案)

- 評価対象とする技術者を、審査基準日前において一定期間以上の恒常的雇用関係のある者に限定
- 一定期間としては、経審の技術力評価が監理技術者・主任技術者になりうる技術者数を評価していることを踏まえ、当該技術者に必要な継続雇用実績として運用上求めている「3ヶ月以上」とすることが適当ではないか
- 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含める

A. 当面の見直し項目案(社会性等①)

項目: 地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業に対する一定期間の減点

検討の視点

- 現在でも再生企業の実績結果は必ずしも高得点にはならないが、債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業がマイナス評価なしに再び公共事業に参入することには、批判が多い
 - 再生企業については、実績の評価上も何らかの減点措置を講じる必要があるのではないか。その際、経営状況(Y点)はその時々の実績内容を反映したものであるべきなので、例えば、地域貢献等を実績する社会性等(W点)において、次のいずれかの措置を講じてはどうか。
 - ① 「営業年数」をゼロ年にリセットして実績
- 【参考】営業年数は35年以上で満点の60点(P点換算で90点)
- ② 上記①に加えて、営業年数リセットでの減点が-60点に満たない場合には、再生計画中は-60点になるまで追加で減点を行う(例えば、営業年数30年でリセットにより-50点となった場合は、再生計画中は-10点を追加で減点する)

見直しの方向性(案)

- 今後、再生企業については、社会性等(W点)において①又は②の方法で減点評価を行う
- 対象とする再生企業は、下請企業等の意思に関わらず債権カット等を行いうる法的整理を行った企業とすることが適当ではないか。また、基準の見直し後に再生手続を行う企業から対象とすることが適当ではないか。

A.当面の見直し項目案(社会性等②-1)

項目:W点の評価項目の追加

検討の視点

- 多様な要望があるが、評価項目の有用性、客観性等を踏まえながら検討を行うことが必要ではないか。また、W点のウエイトが過大とならないように全体のウエイトバランスを考慮する必要がある。

《建設機械の保有状況》

- ・ 地域防災への備えの観点からも積極的に評価すべきとの要望が多い。保有の有無のみで評価するか、保有台数や機種に応じた評価とするか、また、確認方法(車検証、売買契約書、アフターサービス保証証等で確認)について検討が必要。
- ・ 追加する場合、リースが増えてきている現状を踏まえ、リースによる場合も評価対象とするか
- ・ 加点幅は、企業に対して過剰な固定資産の保有を強いることがないように留意して設定。

《ISOの取得状況》

- ・ ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズの取得について、業界団体や都道府県から項目追加への要望がある。客観的な事実認定が可能。
- ・ 多くの都道府県等において発注者別評価点で評価されており、経営事項審査に追加することにより、発注機関ごとの審査事務の重複・負担の軽減が可能

A.当面の見直し項目案(社会性等②-2)

その他要望があった項目

《除雪委託契約の状況》

- ・ 評価すべきとの意見がある一方で、積雪の有無による地域差が大きく、同一県内でも積雪地帯と非積雪地帯が分かれるなど、全国共通の評価にはなじまないのではないかとの意見もあり

《COHSMS認定など労働安全衛生の取組状況》

- ・ 建設業労働安全マネジメントシステム(COHSMS)、OHSASなどの労働安全衛生に関する取組を評価すべきとの意見あり。各規格の普及状況や内容について検討が必要

《高齢者雇用、障害者雇用、若年者雇用等の状況》

- ・ 発注者別評価点で評価している都道府県等がある。一方で、現下の建設業の厳しい経営環境を踏まえると、経営の負担増大につながるおそれはないか

見直しの方向性(案)

- 要望項目について、本日の審議会での御意見を踏まえ事務局で整理・検討を行い、次回の審議会での追加項目の案を提示することとしてはどうか
- W点の評価項目の追加により、総合評定値に占めるW点のウエイトが突出しないよう、項目追加後のW点の評点が現在のW点の評点と大きく乖離しないよう点数を調整することとしてはどうか

B. 継続検討課題

1. 海外実績の評価対象への追加

- 現在でも海外支店による受注実績は本社の完工高に計上可能。一方、現地子会社による受注は国内親会社の完工高には計上できない(国内の親子会社間でも同様の取扱い)。
- 海外展開の重要性を踏まえつつ、国内の親子会社間の取扱いも含めた検討が必要

2. 元請が下請を選定する場合の企業評価に用いる下請経審の創設

- 元請と下請の役割・企業実態等の違いに応じた基準設定・企業評価の可能性があるので、現行の経審とは目的や役割が全く異なる制度であり、法改正も視野に入れた検討が必要
- 例えば、基幹技能者や技能士の資格を通常の間審よりも高く評価することについて検討

3. W点の審査項目の各発注者ごとの弾力的な利用

- 各発注者ごとの審査項目の弾力的な利用に関しては、地域性の強い審査項目について発注者別評価点で評価すべきとの意見があった
- 経営事項審査と発注者別評価点の役割分担を含めた検討が必要

C. 中期的な検討課題①

1. プレハブ住宅やプラント関係の工事は、建築一式工事と種別を分けるべき

- 完工高の種別は建設業の許可業種を基本としており、経審での一部工事の分離評価については、発注実態（発注者のニーズ）の把握や、完工高の振分けの明確な基準・確認方法をどうするかを検討が必要

2. 完成工事高のウェイトの更なる引下げ

- 完工高のウェイトは平成20年に大幅に引下げ（35%⇒25%）。また、完工高は施工能力を端的に示す有効な量的指標でもある。更なる引下げを行う場合には、他の審査項目との望ましいバランスを含めて検討が必要。

3. 年度による変動が大きい営業キャッシュフローの評価ウェイトの縮小

- 営業キャッシュフローは、企業が営業活動により実際にどの程度の資金を獲得できるかを見る指標であり、資金繰りの悪化による倒産等が散見される今日、指標としては重要と考えられる
- 平成20年改正時に、ペーパーカンパニー等が高得点を防止するために導入された絶対値指標の1つであり、ウェイトを縮小する場合には何らかの代替手段の検討が必要ではないか
- 現在、評価に際しては2年平均を採用しており、年度による変動の緩和措置を講じているところ

4. 健全性の評価では、自己資本から優先株を差し引いて評価する

- 財務諸表から普通株か優先株かを判別することは困難なため、虚偽申請を防止するための有効な確認方法の検討が必要

※優先株式：剰余金の配当や残余財産の分配を普通株よりも優先的に受けられる株式。経営不振の企業が金融機関に自社株式を発行することで、債務返済や利子の支払いを免除してもらった債務の株式化で使われることが多い。

C.中期的な検討課題②

5. 技術者評価の1人2業種までの限定の緩和

- 従来は技術者の保有資格に応じて複数業種での加点を無制限に認めていたが、企業実態に比べて過大な技術力評価となるおそれがあったことから、平成20年改正時に、技術者の重複評価を1人2業種までに制限
- 重複評価の制限により、資格取得のメリットが低下することは否定できないが、企業の業種毎の得意分野を適切に評価できるなど制度上の意義は大きく、また、技術者をほとんど抱えていない企業が実態に合わない高得点をとることの防止に寄与
- 重複評価の制限の緩和は、ペーパーカンパニー等の高得点に繋がるおそれがあり、代替手段の検討が必要ではないか

6. 大企業に有利な会計監査人等の設置に対する加点評価の縮小

- 会計監査人等の設置は、経理の信頼性を向上させる取組みであり、虚偽申請の防止に寄与。代替手段の検討が必要ではないか。